

大分県報

平成二十八年
第二八一五号
九月二十日

（火曜日）

目次

告示

- 一 青少年に有害な図書等の指定……………一
- 二 クリーニング師の研修等の指定……………二
- 三 瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………三
- 四 平成二十八年定期種畜検査に合格した種畜……………四
- 五 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………五
- 六 特定第二号漁業者の共済義務加入にかかる同意成立（二件）……………六
- 七 大分都市計画道路の変更に関する公聴会の開催……………七
- 八 公 告……………八
- 九 開発行為の完了……………九

○告示

大分県告示第四百九十八号
次の図書等は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十一条第二項の規定により、これを有害図書等に指定した。
平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定年月日	種 類	名 称	発行所名等	指定理由
平二八・九・六	雑 誌	実話トークルズ	マイウェイ出版(株)	著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植

雑 誌	実話時代	10月号	三和出版(株)	え付け、その健全な育成を害するおそれがある。
雑 誌	チャンプロード	10月号	株笠倉出版社	
雑 誌	タトゥー・トラインバル	Vol. 67	富士美出版(株)	
雑 誌	実話トークルズ	10月号	ミリオン出版(株)	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年に粗暴性若しくは残虐性を植え付け、又は著しく青少年の犯罪若しくは自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがある。
雑 誌	実話トークルズ SPECIAL	2016 炎夏特大号	ミリオン出版(株)	

大分県告示第四百九十九号
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項及び第八条の三の規定により、次のとおりクリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習を指定した。
平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目八番二号
- 二 第一型の研修の期日及び場所

期 日	場 所
平二八・一〇・二六	別府市大字別府字野口原3030-1 あす・べっぶ会議室
平二八・一一・六	大分市大字下宗方1035-1 大分職業訓練センター
平二八・一一・二〇	日田市上城内町2番6号 日田市中央公民館

- 三 第二型の研修及び講習の受付期間及びレポート提出締切期日
- 1 研修の受付期間及びレポート提出締切期日

研修の受付開始年月日 平二九・一・一〇
受付締切期日 平二九・一・三一
レポート提出締切期日 平二九・二・二八

- 2 講習の受付期間及びレポート提出締切期日

講習の受付開始年月日 平二八・一〇・三
受付締切期日 平二八・一〇・二〇
レポート提出締切期日 平二八・一二・一五

- 四 第一型の研修の科目及び時間数

二時間

- 2 衛生法規及び公衆衛生 一時間
- 3 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間
- 4 洗濯物の処理 一時間
- 5 繊維及び繊維製品 一時間
- 五 第二型の研修及び講習の科目及びレポート課題
- 1 衛生法規及び公衆衛生
- 2 洗濯物の受取、保管及び引渡し
- 3 洗濯物の処理
- 4 繊維及び繊維製品
- 六 受講料
- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を含む。） 八千円
- 第一型研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 五千円
- 第二型研修 五千円
- 第二型講習 四千五百円

大分県告示第五百号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
佐伯市東浜一番六号
興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
- 2 特定事業場の所在地及び名称
工場長 寺 田 行 宏
佐伯市東浜一番六号
興人ライフサイエンス株式会社 佐伯工場
- 3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十号 ニろ

種 能	種 類	その他参考となるべき事項	汚水等の状態の値					汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	種 能	種 類	
			りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目	m ³ /日									単 位
	ろ過施設	当該施設からの排水は、全量産業廃棄物処理にて処分する。	八四〇	五、四〇〇	五二、〇〇〇	三七、〇〇〇	四・四	通常	三〇	なし	一〜一・五回/月	平二八・一一・三〇	平二八・一一・一	平二八・一一・一	ろ過施設	ろ過施設		
	ろ過面積六〇m ²		八四〇	五、四〇〇	五二、〇〇〇	三七、〇〇〇	四・四	最大	三〇									
	排水処理施設	排水処理施設	4 汚水等の処理の方法	その他参考となるべき事項					汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
	鉄筋コンクリート造	三、八六〇m ³ /日	膜分離活性汚泥処理、凝集沈降処理及び多円盤脱水処理	当該施設からの排水は、一旦タンクに貯留した後、一日当たり一〇m ³ ずつ排水処理施設へ送液し、処理を行う。	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項 目							m ³ /日	単 位
	原液タンク			二〇	六六〇	三三二	一、四〇〇	三・四	通常	五〇							通常	なし
				二〇	六六〇	三三二	一、四〇〇	三・四	最大	五〇	最大	一二時間/回	一〜一・五回/月	平二八・一一・三〇	平二八・一一・一	平二八・一一・一		

平成二十八年九月二十日

大分県報（告示）

大分県告示第五百一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定による平成二十八年
 度の定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績	種畜証明書番号	登録番号	検査成績	備考	検査成績
31444030013	ハイジー フルーリア オオイタケン 2 0530 (日豚L種 LL44-A000127)	ランドレース種	二級	31644010004	L14-310	その他	級外	
31544030005	サウトガ ニジ オオイタケン 2 0104 (日豚W種 WW44-A000122)	大ヨークシャー種	二級	31644010005	L14-710	その他	級外	
31544030015	ウイトウエネ ニジ オオイタケン 4 0208 (日豚W種 WW44-A000135)	大ヨークシャー種	二級	31644010006	W15-33	その他	級外	
31544030016	ウイトウエネ ニジ オオイタケン 4 0211 (日豚W種 WW44-A000136)	大ヨークシャー種	二級	31644010010	D13-854	その他	級外	
31544030010	リスター ドリーム オオイタケン 3 0025 (日豚D種 DD44-A000106)	デュロック種	二級	31644010011	D14-415	その他	級外	
31544030012	リタ リスター オオイタケン 3 0080 (日豚D種 DD44-A000118)	デュロック種	二級	31644010012	D14-464	その他	級外	
31544030013	ナムジヤウ キブリン オオイタケン 7 0062 (日豚B種 BB44-A000251)	パークシャー種	二級	31644010013	D14-465	その他	級外	
31544030014	ナムジヤウ キブリン オオイタケン 7 0063 (日豚B種 BB44-A000252)	パークシャー種	二級	31644010014	D14-773	その他	級外	
31644010001	リタ リスター オオイタケン 3 0607 (日豚D種 DD44-A000157)	デュロック種	二級	31644010015	D14-790	その他	級外	
				31644010016	D15-417	その他	級外	

平成二十八年九月二十日

大分県報（告示）

31644010002	B15-641	その他	級外	11298504751	光星 (全和黑原5580)	黒毛和種	一級
31644010003	B15-643	その他	級外	11363209734	光花園 (全和黑原5655)	黒毛和種	一級
11022361865	隆茂38 (全和黑高2027)	黒毛和種	一級	11335325424	睦美幸 (全和黑14993)	黒毛和種	一級
11021990035	勝福平 (全和黑高2043)	黒毛和種	一級	11210103024	輝玉福 (全和黑原5542)	黒毛和種	一級
10111361656	菊芳照 (全和黑原5004)	黒毛和種	一級	10842484853	安森照 (全和黑14918)	黒毛和種	一級
11238585833	湯布安平 (全和黑原5003)	黒毛和種	一級	11344559964	玉寿恵 (全和黑原5794)	黒毛和種	一級
10829120071	福之藤 (全和黑原5155)	黒毛和種	一級	11345665305	定光久 (全和黑原5793)	黒毛和種	一級
10204923921	寿恵高福 (全和黑14528)	黒毛和種	一級	11384606611	文照福 (全和黑原5811)	黒毛和種	一級
10244488671	平福安 (全和黑原5276)	黒毛和種	特級	11348849368	隆誉 (全和黑原5913)	黒毛和種	一級
10247591460	桜久富 (全和黑原5417)	黒毛和種	一級	11344657455	夢吹雪 (全和黑原5914)	黒毛和種	一級
10838304226	豊之維新 (全和黑原5415)	黒毛和種	一級	11343166521	松久鶴 (全和黑原5921)	黒毛和種	一級
10845401796	神寿平 (全和黑原5442)	黒毛和種	一級	11344656885	隆之森 (全和黑原5920)	黒毛和種	一級
11298486101	桜花園 (全和黑原5579)	黒毛和種	特級	11451637524	寿恵晴 (全和黑15121)	黒毛和種	一級

11373879910	美津久茂 (全和14子大分黒683)	黒毛和種	二級	10247573169	寿恵吉 (全和黒14638)	黒毛和種	一級
11389622364	君美安福 (全和14子大分黒3736)	黒毛和種	一級	10242258146	福茂藤 (全和黒14584)	黒毛和種	一級
11363571749	隆白鳥 (全和14子大分黒5327)	黒毛和種	一級	11298505222	幸光照 (全和黒14830)	黒毛和種	一級
11363584497	茂福 (全和14子大分黒6663)	黒毛和種	一級	11347623068	光平国 (全和黒原5578)	黒毛和種	一級
11181449060	飛騨賢桜 8 (全和黒原4836)	黒毛和種	二級	11340329905	松富栄 (全和黒原5541)	黒毛和種	一級
11217690084	千代北国 (全和黒原4819)	黒毛和種	二級	11337440996	豪栄道 (全和黒14850)	黒毛和種	一級
11348852047	松金竜 (全和黒原5751)	黒毛和種	一級	10845200283	隆之隆 (全和黒5795)	黒毛和種	一級
11347612116	正光平 (全和黒14939)	黒毛和種	一級	11352994610	百合桜 3 (全和黒15022)	黒毛和種	一級
11211305274	扇乃花園 (全和黒14316)	黒毛和種	二級	11363567032	英富士 (全和黒15122)	黒毛和種	一級
11405323022	茂幸 2 (全和15子受卵大黒56)	黒毛和種	二級	11477266883	百合清福 (全和黒原5992)	黒毛和種	一級
10120461163	三共246 (全和06子児黒120461163)	黒毛和種	二級	<p>大分県告示第五百二一号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の 県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。</p> <p>なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内 に知事に対し審査請求をすることができる。</p>			
10241366453	福鶴 2 (全和黒14555)	黒毛和種	二級				
10247573060	勝義 (全和黒14637)	黒毛和種	一級				

平成二十八年九月二十日

大分県報（告示）

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 （農業用排水施設整備） （農道整備） （暗渠排水）	鍋島地区	平二八・九・二〇から 平二八・一〇・一一まで	中津市役所

大分県告示第五百三三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称
佐伯第一加入区
- 二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧佐伯市漁業協同組合の地区
- 三 加入区の区分
漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち船びき網を使用して行うもの

大分県告示第五百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 加入区の名称
北海道第四加入区
- 二 加入区の区域
大分県漁業協同組合の地区のうち旧津久見市漁業協同組合の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうちまき網を使用して行うもの

大分県告示第五百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、大分都市計画道路の変更の案を作成するに当たり、都市計画法に基づく公聴会の開催手続等に関する規則（昭和四十四年大分県規則第五十七号）第二条の規定に基づき、公聴会を開催する。同規則第四条の規定により、大分市の住民及び利害関係人は、公述申出期限までに、知事に公述の申出をすることができ。なお、公述申出期限までに、公述の申出がない場合は、公聴会を中止し、その旨を大分県庁ホームページに登載する。

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 都市計画の種類
大分都市計画道路
- 二 都市計画の変更に係る事項
大分都市計画道路中三・四・二十八号庄の原佐野線を次のとおり変更する。

名称	位置		変更の概要
	起 点	終 点	
三・四・二八号庄の原佐野線	大分市大字三芳字庄ノ原	大分市大字佐野字宮ノ下	一部車線数の変更 一部幅員の変更 一部区域の変更 一部線形の変更 一部構造形式の変更

（区域は、別図のとおり）

三 公聴会の開催日時等

開催日時 平成二十八年十月二十五日 午後七時から

開催場所 大分県庁舎新館 大会議室

四 閲覧期間

平成二十八年九月二十日から

平成二十八年十月四日まで

五 公述申出期限

平成二十八年十月四日まで

六 都市計画の変更の案の閲覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課

大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

(「別図」は、省略し、都市計画の変更の案の閲覧場所に図書を備え置いて閲覧に供する。)

○公 告

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年九月二十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

速見郡日出町字丙狐塚千九百五十二番一ほか二十三筆

二 開発区域の面積

四、四一一・一四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

速見郡日出町大字川崎二千二百三十三番地一

株式会社 昭和土地開発

代表取締役 遠 藤 宣 子

四 完了検査年月日

平成二十八年八月二十六日

平成二十八年九月二十日

大分県報(告示・公告)